

東日本大震災に係る住宅再建支援補助制度の拡充について

1 はじめに

国では、東日本大震災の津波による被災地域において、安定的な生活基盤（住まい）の再建により住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、平成 25 年 3 月、被災 6 県に対し、震災復興特別交付税の交付を決定しました。

当市では、これまで震災によって自宅を失い、新築された方々に対し、国や県の補助制度を活用し、また、当市独自の制度を創設して、住宅再建を支援してきました。

しかしながら、制度によっては支援内容に格差が生じていることから、震災復興特別交付税を財源として岩手県から交付された東日本大震災津波復興基金市町村交付金（住宅再建分）を活用して、住宅再建支援制度の拡充を図り、被災者の住宅再建を促進しようとするものです。

2 財源措置の経過

平成 25 年

3 月 22 日	震災復興特別交付税交付決定	総額 1,047 億円
3 月 25 日	岩手県に対し震災復興特別交付税交付	約 215 億円
4 月 19 日	岩手県から沿岸被災 12 市町村に対し東日本大震災津波復興基金市町村交付金（住宅再建分）交付	
	沿岸被災 12 市町村	約 215 億円（全額）
	うち大船渡市分	33 億 8,843 万 5 千円
5 月 2 日	大船渡市まちづくり基金（津波復興基金（住宅再建分））に全額積み立て	

3 制度を拡充する補助金

- (1) 被災者住宅再建支援事業補助金
- (2) 住宅移転等敷地造成費補助金
- (3) 住宅移転等水道工事費補助金
- (4) 被災宅地復旧補助金
- (5) 被災住宅債務利子補給補助金（一部新設）
- (6) 住宅再建移転費補助金（新設）

4 制度拡充の内容

別紙「住宅再建支援補助制度の拡充について」のとおり

5 所要額及び財源

- (1) 所要額 総額 4,771,636 千円
- (2) 財源内訳
 - ① 大船渡市まちづくり基金（津波復興基金（平成 23 年度交付分）） 1,611,358 千円
 - ② 大船渡市まちづくり基金（津波復興基金（住宅再建分）） 3,160,278 千円
- (3) 年度別予算見込額

平成 25 年度	1,171,196 千円
平成 26 年度	1,513,517 千円
平成 27 年度	1,064,119 千円
平成 28 年度	1,022,804 千円

住宅再建支援補助制度の拡充について 《最高額での比較》

(単位：千円)

番号	補助金名		区分	新 築				補 修	現 行 制 度			拡 充 案				
				防災集団 移転促進 事業	がけ地 近接等 危険住宅 移転事業	土地区画 整理事業 漁業集落 防災事業	自力移転		現地再建	現地再建	内 容	財源	終期 年度	内 容	財源	終期 年度
1	被災者生活再建支援金 (加算支援金)		現 行	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,000	基礎支援金受給の世帯が対象 (建設・購入) 複数世帯2,000千円 単数世帯1,500千円 (補修) 複数世帯1,000万円 単数世帯 750千円	国	30.4	(変更なし)	国	30.4	
2	被災者住宅 再建支援事業補助金		拡充案	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000		全壊・半壊解体の世帯が対象 複数世帯 1,000千円 単数世帯 750千円	県2/3 市1/3	28	複数世帯 2,000千円 単数世帯 1,500千円 ・倍額に増額 (現地再建は、災害危険区 域の指定後に交付)	県2/3 市1/3 拡充分は 全額市	28	2,334,676
	現 行	1,000	1,000	1,000	1,000											
3	住宅移転等 敷地造成費補助金		現 行		300		300			上限300千円 敷地造成工事費(面積330㎡までを補助対象)の うち補助対象工事費の1/2	市	25	3年延長	市	28	83,400
4	住宅移転等 水道工事費補助金		現 行		2,000		2,000			市の基準額から算出した総額の1/2 上限2,000千円(総額が100千円未満の場合は交付さ れない)	市	25	3年延長	市	28	68,000
5	復興住宅新築補助金		現 行	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300		バリアフリー対応工事補助 400~900千円 県産材使用工事補助 200~400千円	県	28	(変更なし)	県	28	
6	被災住宅補修等補助金		現 行						1,700	対象工事費の1/2以内 補修工事 300千円 改修工事 ①耐震改修工事 600千円 ②バリアフリー改修工事 600千円 ③県産材使用改修 200千円	県	25	(変更なし)	県	25	
7	被災宅地復旧補助金		現 行					2,000	2,000	対象工事費の1/2以内 1宅地あたり 上限2,000千円	県	25	3年延長 ※ 県に対して現行制度の期 間延長を要望中	H25まで県 H26から市	28	450,000
8	被災住宅債務 利子補給補助金		拡充案			5,020 (建物・敷地 造成分)	7,080 (建物・土地・ 敷地造成分)	4,440 (建物分のみ)		新規住宅分(新築・購入) ※当初5年間分 借入上限額 14,600千円 上限利率 2.0% 新規住宅分(補修) ※当初5年間分 借入上限額 6,400千円 上限利率 1.0% 既住宅分 ※5年間分を一括交付	県	新築 28 補修 25 既往 28	住宅新築の借入額に対する利 子補給 ・新築に限る ・一括交付 ・遡及あり ・「防災事業」「がけ地 移転事業」は除く	新築：市 補修：県 既往：県	新築 28 補修 25 既往 28	1,735,560
	現 行			1,460	1,460	1,460	320									
9	防災集団 移転促進 事業・がけ 地 近接等 危険住宅 移転事業	住宅(利 子補給 補助金)	建物分	現 行	4,440	4,440				利子上限額 4,440千円 ※一括交付 (防災事業) 上限利率 8.0% (がけ地移転事業) 上限利率 8.5%	国		(建物分) 利子上限額 4,440千円 上限利率 2.0% (土地分)【新規】 利子上限額 2,060千円 上限利率 2.0% (敷地造成分)【新規】 利子上限額 580千円 上限利率 2.0%	国		
			土地分	現 行	2,060	2,060			利子上限額 2,060千円 ※一括交付 (防災事業) 上限利率 8.0% (がけ地移転事業) 上限利率 8.5%							
			敷地造成分	現 行	580	580			利子上限額 580千円 ※一括交付 (防災事業) 上限利率 8.0% (がけ地移転事業) 上限利率 8.5%							
		移転費等補助金 (移転費及び除却費を含む。)	現 行	780	780			補助金上限額 780千円								
10	住宅再建移転費補助金 【新規】		拡充案			50	50	50	50				【新規】 一律 50千円 ・「防災事業」「がけ地 移転事業」は除く	市	28	100,000
	現 行															
補助金等 合計			拡充案	13,160	15,460	10,370	14,730	11,790	5,070							4,771,636
備 考			現 行	12,160	14,460	5,760	8,060	6,760	5,020							
				水道敷設済み		用地費不要 水道敷設済み		被災時の宅地を 使用するため用 地費不要、宅地 復旧補助を活用		上記の「防災事業」、「がけ地移転事業」とは、それぞれ「防災集団移転促進事業」、「がけ地近接等危険住宅移転事業」を示す。						